

# 健康保険料率の決まり方と 保険料率を抑えるための方法

令和7年度  
健康保険委員研修会

## 1. 健康保険料率の決まり方

## 2. 健康保険料率を抑えるための方法

## 1. 健康保険料率の決まり方

## 2. 健康保険料率を抑えるための方法

# ①健康保険料の使い道

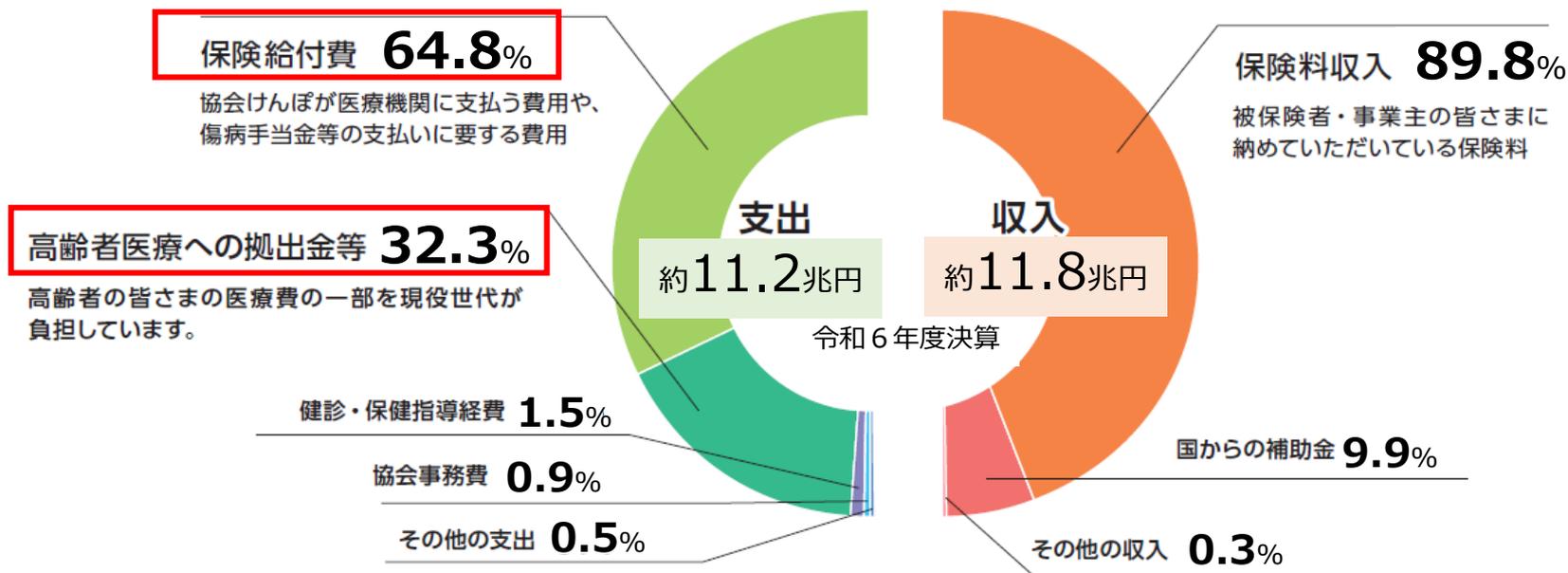
健康保険料の主な使い道は医療費や各種給付金の「保険給付費」と「高齢者医療への拠出金」

## 協会けんぽの財政構造

協会けんぽの主な収入は、被保険者・事業主の皆さまに納めていただく保険料です。

また、支出の約3分の2は、皆さまが医療機関等を受診した際の医療費や各種給付金に使われています。

一方、約3分の1は、高齢者医療への拠出金等に使われており、重い負担になっています。



# ①健康保険料の使い道

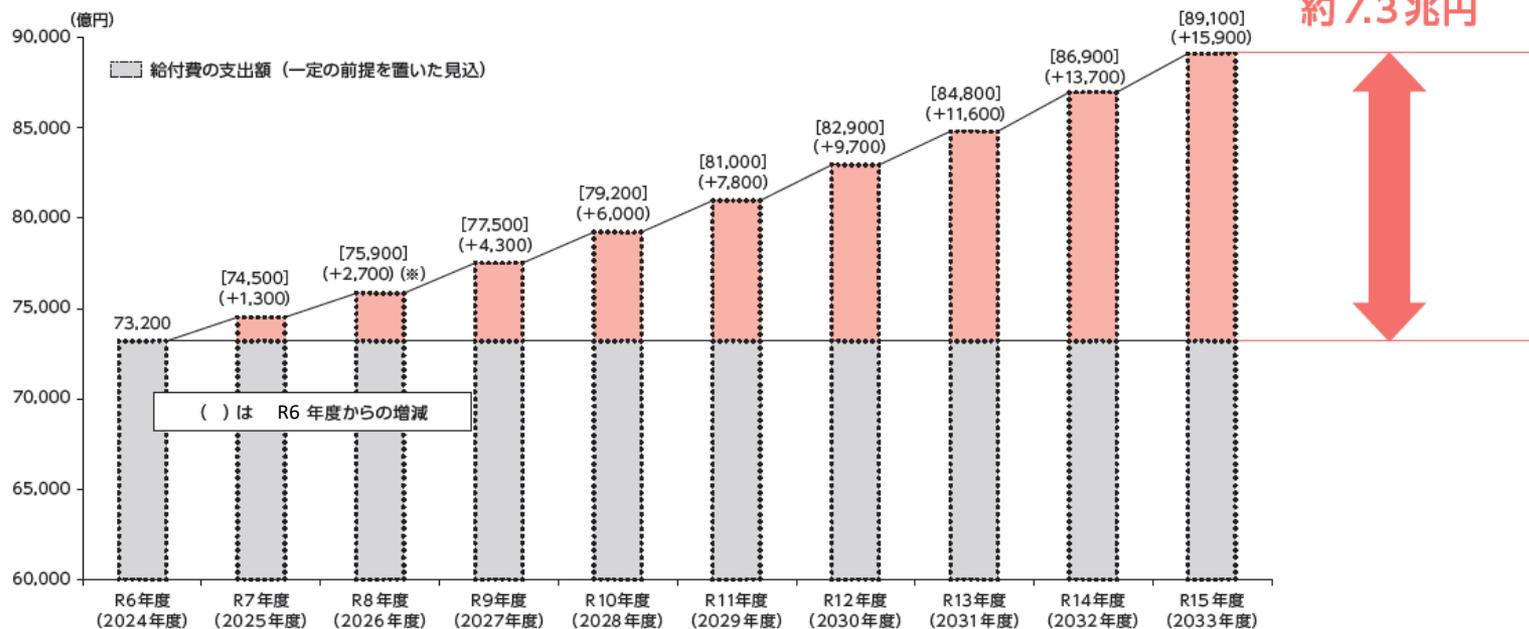
健康保険料の主な使い道は医療費や各種給付金の「保険給付費」と「高齢者医療への拠出金」

ちなみに、皆さまの保険料1万円あたりの使い道は…

項目	金額
加入者の皆さまの医療費	約5,840円
高齢者の方々の医療費（拠出金）	約3,230円
加入者の皆さまが病気で職場を休んだ際の手当金など	約640円
加入者の皆さまの健診・保健指導経費	約150円
協会けんぽの事務経費等	約140円
合計	10,000円

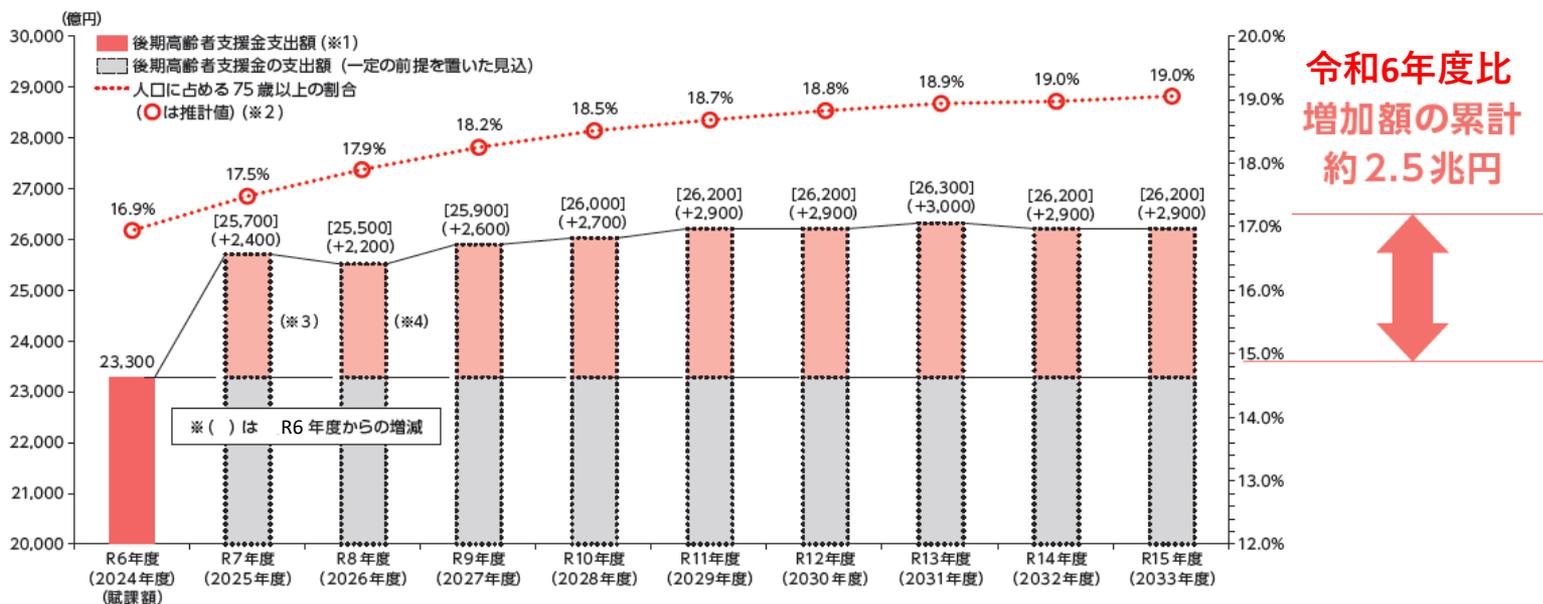
# ①健康保険料の使い道

## ●保険給付費の見通し



# ①健康保険料の使い道

## ●後期高齢者支援金の見通し





## ②健康保険料率が都道府県ごとに差がある理由

### ○令和8年度の健康保険料率

都道府県	令和8年度	都道府県	令和8年度	都道府県	令和8年度
北海道	10.28 %	石川県	9.70 %	岡山県	10.05 %
青森県	9.85 %	福井県	9.71 %	広島県	9.78 %
岩手県	9.51 %	山梨県	9.55 %	山口県	10.15 %
宮城県	10.10 %	長野県	9.63 %	徳島県	10.24 %
秋田県	10.01 %	岐阜県	9.80 %	香川県	10.02 %
山形県	9.75 %	静岡県	9.61 %	愛媛県	9.98 %
福島県	9.50 %	愛知県	9.93 %	高知県	10.05 %
茨城県	9.52 %	三重県	9.77 %	福岡県	10.11 %
栃木県	9.82 %	滋賀県	9.88 %	佐賀県	10.55 %
群馬県	9.68 %	京都府	9.89 %	長崎県	10.06 %
埼玉県	9.67 %	大阪府	10.13 %	熊本県	10.08 %
千葉県	9.73 %	兵庫県	10.12 %	大分県	10.08 %
東京都	9.85 %	奈良県	9.91 %	宮崎県	9.77 %
神奈川県	9.92 %	和歌山県	10.06 %	鹿児島県	10.13 %
新潟県	9.21 %	鳥取県	9.86 %	沖縄県	9.44 %
富山県	9.59 %	島根県	9.94 %	※ 全国平均は9.90%	

最も低い

最も高い

# ③健康保険料率の決まり方

「全国共通の保険料率」と「都道府県ごとに算出される保険料率」で決まる

## 令和8年度 健康保険料率設定のイメージ

### 都道府県ごとに算出される保険料率とは

加入者1人当たりの医療費から算出される保険料率、各支部の収支差による保険料率の調整、インセンティブ制度分の保険料率、インセンティブ制度による保険料率の引き下げを合わせた保険料率。

### 全国共通の保険料率とは

傷病手当金や出産手当金などの給付、高齢者医療への拠出金、健診・保健指導の実施等を行うための保険料率。

各都道府県ごとに算出される保険料率

インセンティブ制度分の保険料率  
(0.01%)

令和6年度の支部ごとの収支決算における収支差による清算  
(-0.11%~0.11%)

加入者の1人当たり  
医療費から算出される  
保険料率  
(4.84%~6.06%)

全国共通の保険料率  
(4.55%)

健康保険料率

健康保険料率

インセンティブ制度  
(P12で説明)による  
保険料率の引き下げ  
(0%~0.22%)

## 1. 健康保険料率の決まり方

## 2. 健康保険料率を抑えるための方法

# ①インセンティブ制度について

## ○インセンティブ制度 5つの指標

協会けんぽには、加入者・事業主の皆さまの取組を保険料率に反映させるインセンティブ制度があります。この制度は、5つの指標に基づき、支部をランク付けし、上位の支部は保険料率が引き下げられる制度です。

すべての加入者・事業主の皆さまの健康への取組が医療費適正化につながります。



### ●5つの指標

1

特定健診等の  
実施率

2

特定保健指導の  
実施率

3

特定保健指導  
対象者の  
減少率

4

医療機関への受診勧奨基準に  
おいて速やかに受診を要する者  
の医療機関受診率

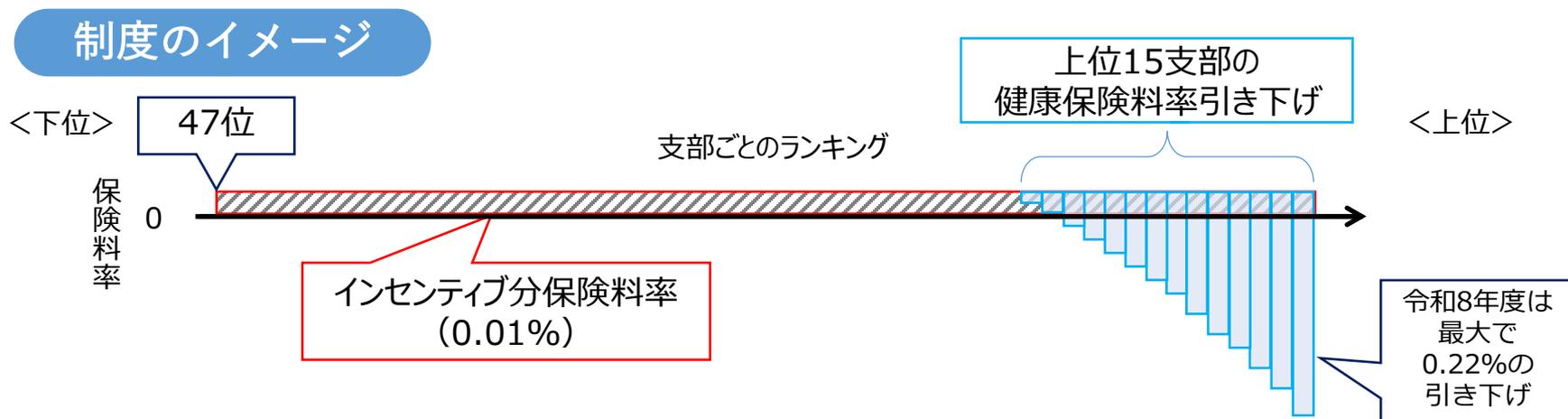
5

ジェネリック  
医薬品の  
使用割合

# ①インセンティブ制度について

## ○インセンティブ制度の健康保険料率反映の流れ

- ①各都道府県支部の健康保険料率にインセンティブ分の保険料率（0.01%）を加算
- ②5つの評価指標（P.12参照）で各支部を評価し順位付け
- ③上位15支部について、健康保険料率の引き下げを行う



# ①インセンティブ制度について

## 〇5つの評価指標への取り組みにご協力ください

兵庫支部の順位  
(令和6年度実績)

1.特定健診等の実施率	年に一度、協会けんぽの生活習慣病予防健診、特定健診を受けましょう！	37位
2.特定保健指導の実施率	「健康サポート（特定保健指導）」の案内が届いたら、生活習慣を改善する大チャンス！	41位
3.特定保健指導の対象者の減少率	健康サポート（特定保健指導）で生活習慣を改善して、対象者から卒業しましょう！	15位
4.医療機関への受診勧奨基準において速やかに受診を要する者の医療機関受診率	健診結果で「要治療者（再検査含む）」の判定を受けたら、必ず医療機関へ！	25位
5.ジェネリック医薬品の使用割合	生活習慣病などの薬は、とくにジェネリック（後発）医薬品がおトクです！	26位

総得点 35位

## ②健康保険料率の伸びを抑える行動

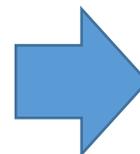


健康保険料率の伸びを抑える3つの行動

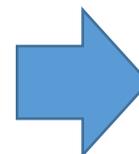
1.健康づくりサイクルをまわす

2.上手な医療のかかり方をする

3.ジェネリック医薬品を使う



●インセンティブ制度による評価  
●医療費の伸びの抑制



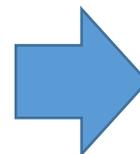
健康保険料率の伸びが抑えられる

## ②健康保険料率の伸びを抑える行動

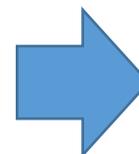
1.健康づくりサイクルをまわす

2.上手な医療のかかり方をする

3.ジェネリック医薬品を使う



●インセンティブ制度による評価  
●医療費の伸びの抑制



健康保険料率の伸びが抑えられる

## ②健康保険料率の伸びを抑える行動（健康づくりサイクル）



すべての加入者・事業所の皆さまの健康への取り組みが、医療費適正化につながり、保険料率の伸びを抑えることとなります

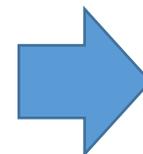
	<p>「健診受けない」もったいない</p> <p><b>01</b> 健診を毎年受けていますか？</p>	<p>「受けっぱなし健診」もったいない</p> <p><b>02</b> 健診を受けっぱなしにしていますか？</p>	<p>「健康づくりを継続しない」もったいない</p> <p><b>03</b> 日々の健康づくりに取り組んでいますか？</p>
加入者さま	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年に1回健康診断を受診</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活習慣病予防のための健康サポート利用しプログラムを最後まで取り組む</li> <li>・医療機関への受診が必要な場合はすぐ受診</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康状態を維持していく生活習慣</li> </ul>
事業所さま	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活習慣病予防健診の利用</li> <li>・定期健康診断（事業者健診）の場合は、結果データの提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活習慣の改善が必要な方に対して、健康サポートの積極利用の声掛けや周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員の健康を守る職場づくり</li> <li>・健康経営の推進</li> </ul>

## ②健康保険料率の伸びを抑える行動

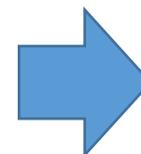
1.健康づくりサイクルをまわす

2.上手な医療のかかり方をする

3.ジェネリック医薬品を使う



●インセンティブ制度による評価  
●医療費の伸びの抑制



健康保険料率の伸びが抑えられる

## ②健康保険料率の伸びを抑える行動（上手な医療のかかり方）

### ○かかりつけ医を持つことが大切です

「かかりつけ医」とは、日常的な病気の診断や健康管理などができる身近な医師のことです。

- 同じ医師に継続して診てもらうことにより、**病歴、体質、生活習慣等を把握・理解した上での治療やアドバイス**が受けられます。
- 詳しい検査や高度な医療が必要と診断された場合には、**適切な大病院や専門医を紹介してもらうことができるので安心です。**



「かかりつけ医」を持って、適切なアドバイスを受け、重症化を防ぎましょう



上手な医療のかかり方について、協会けんぽ兵庫支部のホームページに動画を載せています。ぜひご覧ください。



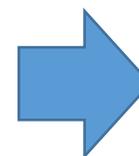
詳細はこちら

## ②健康保険料率の伸びを抑える行動

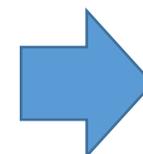
1.健康づくりサイクルをまわす

2.上手な医療のかかり方をする

3.ジェネリック医薬品を使う



● インセンティブ制度による評価  
● 医療費の伸びの抑制



健康保険料率の伸びが抑えられる

## ②健康保険料率の伸びを抑える行動（ジェネリック医薬品）

医療機関等から処方される薬については…

### 医療機関や薬局での自己負担軽減のためにジェネリック医薬品を選ぼう

医療機関等から処方される薬は、先発医薬品とジェネリック医薬品に分けられます。協会けんぽでは、加入者の皆さまの自己負担の軽減や医療保険財政にも効果をもたらすことからジェネリック医薬品の使用を促進しています。

#### 先発医薬品と同等の効果

先発医薬品と同じ有効成分を同量含んでおり、効果や安全性が同等と国から認められています。

#### 先発医薬品と比べ自己負担が軽い

先発医薬品の特許期間が過ぎた後に同じ有効成分を利用することから、開発コストが抑えられるためお薬代が安価になります。



## ②健康保険料率の伸びを抑える行動

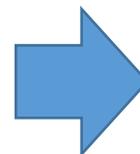


健康保険料率の伸びを抑える3つの行動

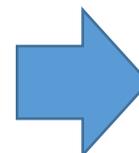
1.健康づくりサイクルをまわす

2.上手な医療のかかり方をする

3.ジェネリック医薬品を使う



●インセンティブ制度による評価  
●医療費の伸びの抑制



健康保険料率の伸びが抑えられる



全国健康保険協会 兵庫支部  
協会けんぽ